

168 親が死に捨て子扱いとなつた男子の養育者を募集する

松江本町丈兵衛後家まつと申立、五才二相成候男子豊三郎召連、広瀬御領上来島村二而まつ相煩、男子豊三郎共同所より青駄にて送出し、飯石郡懸合村佐中と申所二而、右まつ先月十七日相果、其段早速松江へ及懸合候処、松江者二無之由、仍而取扱方之儀飯石郡より伺出候処、まつ死骸ハ先ツ仮埋二申付置、男子豊三郎儀者村方二而勞り置、広瀬御領上来島村役人方へ懸合、村役人より一応可及懸合旨付而、其段及懸合候処、まつ生所等可致取札方様も無之、豊三郎あの方へ受込候而も致し方無之由、返答差越候二付、猶又同郡より委曲伺出候二付申達候処、何れ之者共不相知二付、まつ儀諸郡人相書ヲ以可相触旨、男子豊三郎儀ハ幼少之者、上二も御不便二被思召、捨子之御取扱二被成遣、養育米式表被下置、右豊三郎養育い

(史、山セロ 590ノ591頁)

下郡理右衛門殿
与頭藤兵衛殿
与頭大次殿

五月二十二日 高畑藤大夫

右之通二候条、郡中村町へ早々申触、存当有無并男子豊三郎養育いたし度与申者も有之候ハ、其段書付ヲ以急々可申出候、以上

五月二十八日 下郡三人

郡中村々アテ

右大目付御触書御両通并人相御触書の趣被得其意、村々早々御札、存当男子豊三郎養育いたし度与申者両様有無書付ヲ以、来月十三日迄受口与頭所へ可被差出候、以上

(史、山セロ 602ノ603頁)

高橋睦右衛門殿
下郡理右衛門殿
与頭藤兵衛殿
与頭徳右衛門殿

辰七月二十六日 井上善右衛門

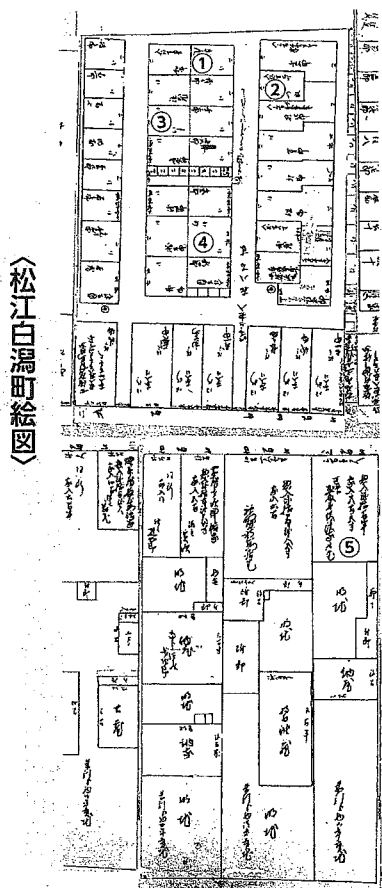
追加、助七女房居住村申付候ハ、睦右衛門儀格之通月々令面見、其段書付ヲ以可申出候、以上

(池尻家文書一六二六「御留留」)

右之通之男子、当月十五日曉大原郡織部村次郎兵衛与申もの家之脇二裸二而泣居候二付、相尋候へ共言古不相訳、近辺見合候処、かしや垣与申所往還辻堂二雑物有之、捨子与相見候二付、隣家のもの方二而勞り置候段訴出申達候処、人相書ヲ以諸郡可相触旨二候条、早々郡中令吟味、存当有無共書付ヲ以可申出候、以上

七月二十二日 高畑藤大夫

下郡理右衛門殿
与頭藤兵衛殿
与頭大次殿



廣告

一女児死體
但生産後程十キキ
右本日午後五時當郡内東茶町魚島海濱に墜
流者ニ付拾得し上假埋葬致候條心當ノ者ハ當
役場へ申出ツベシ此旨公告ス
明治十八年三月二十一日
島根縣島根郡末次町外四ヶ町
戸長役場

(2合字) 461号
明治18年(1885)3月27日

【表2】 松江白濁町絵図に見る女名前の家

総戸数 (A)	借家数 (B)	借家率 (B/A)	女名前の家 (C)	女名前の家/総戸数 (C/A)
横浜町 330	313 (表借家 123、裏借家 190)	94.8%	39 (自宅 2、表借家 5、裏借家 32)	11.80%
和多見町 454	438 (表借家 208、裏借家 230)	97.10%	37 (表借家 14、裏借家 23)	8.14%

横浜町の女名前の戸主

- ① ぎん
- ② つね
- ③ いし
- ④ かめ
- ⑤ 医者・加藤春沢後家居

和多見町 (松江白濁町絵図)



表1 「池尻家文書に見る捨て子事例」

捨て子事例(池尻家文書)								
番号	和暦	西暦	月日	内容	性別	年齢	備考	備考
事例1	天保6年	1835	閏7月13日	7月10日夜9時頃、末次橋下水中に赤子菰に包み流れているのを同町金森屋四郎次郎下男拾い上げ。捨て子した者の搜索依頼		菰に包まれた赤子	末次米子橋の下、赤子が流れてきた	
事例2-1	天保7年	1836	9月21日	8月28日、能儀郡細井坂峠より西下タ北側林の中に居た女子、どこの者か、色々さかし尋ねたが、子どものことでわからず捨て子に見える。同村伝五郎方に預け預け置くよう言い、人相書を以て、郡中吟味さす。	女子	3、4歳ばかり。	人相書あり	着衣衣類に小紋あり、貳尺六寸
事例2-2	天保8年	1837	2月9日	昨年8月、能儀郡細井坂の林の中に去る8月28日、三四歳の女子捨て。どこの者かもしれない。養育したい者には養育米貳俵支給。	女子	3~4歳	諸郡に人相書をもって触。	捨て子発見から5ヵ月後に養育者募集
事例2-3	天保8年	1837	2月20日	橋縫郡平田町の木佐徳三郎が、能儀郡細井坂の林に居た女児捨て子の養育者となった通知。木佐徳三郎は代々にわたって、下部、組頭、町年寄などの郡役人を歴任した家。	女子			違う郡に貰われるまで5ヵ月
事例3-1	天保8年	1837	5月22日	広瀬領、上来島村で病気になる、死亡した松江本町丈兵衛後家まつ、男子豊三郎と飯石郡懸合村佐中というところ、4月17日まつ死亡。と男児の特徴。後家まつの男児の養育者募集。	男子	五歳[子ども自身も言う)人相記載あり	まつの人相書をもって触。男子豊三郎は、幼少なのだ捨て子の取り扱いとし、養育米貳俵くださる。	着衣衣之品写し略すとある。事例2の女子に比し、背丈小さい(貳尺五寸)
事例3-2	天保8年	1837	6月19日	飯石郡懸合村(現懸合町)養育していた五歳になる豊三郎、この度、神門郡知井宮沖村(現出雲市神門町)の喜平太というもの貰い受け付き願出。	男子	5歳		違う郡に約1ヵ月後に貰い手みつかる。
事例4-1	天保8年	1837	10月29日	飯石郡下熊谷村(大原郡本次町)で死亡した44~45歳身元不明の男が連れていた女児の特徴	女子	三歳位	人相書を以て触れ	
事例4-2	天保9年	1838	2月晦日	本国不詳の男死去し、その連れの女子の養育者諸郡で募集			養育米二俵	貰い手みつからず
事例5	天保8年	1837	7月22日	7月15日、曉大原郡織部村(現大東町)次郎兵衛の家の脇に裸で泣いているので尋ねたところ、言言訳わからず。近辺を見たところ、かしや垣というところの往還辻堂に雑物あり、捨て子に見える。隣家の者にいたわるよう申し付け人相書を以て触れ。	男子	三歳位	言言わからず。もつとも受け答えはする。着物の記載あり、縫紋あり。古い木綿袋のうちに銭一文あり。	背丈貳尺五寸位、着物には、紋菱の内に米の字に似た縫い紋あり。背守りか。
事例6-1	天保8年	1837	10月10日	仁多郡大呂村(現横田町)山奥というところの往還にいるのを同村今右衛門ならびに政兵衛後家両人が見つけ、どこの者がわからないので、色々尋ねたが、子どもなので、訳がわからず捨て子に見える。政兵衛後家の家に連れ帰り労るよう申し付け、人相書を以て触れ。に居た身元不明の男児の特徴	男子	四歳位	言言分りかねる。尤も他国言葉ではない。人相之覚あり	
事例6-2	天保8年	1837	10月20日	仁多郡大呂村山奥というところの往還に捨てられた男児。10月17日夜病死	男子	四歳位		10日後死亡
事例7-1	天保8年	1838	閏4月4日	先月晦日、意宇郡東津田村沖原に男子捨て子あり。同村岩次郎方へ連れ帰り労りの訴え	男子	生後100日位の男子	人相之覚	
事例7-2	天保8年	1838	6月29日	意宇郡東津田村沖原(現松江市東津田町)に、4月晦日、当歳の男子捨て子あり、養育米貳俵下し置かれ、養育の者募集の触れ。	男子	当歳	養育米二俵	2ヵ月後に養育者募集の触れ